

第 1 4 号 議 案

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 1 9 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例
足立区事務手数料条例（昭和 3 3 年足立区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表 9 の項の次に次の 2 項を加える。

9 の 2 建築 基準法第 6 条第 4 項の 規定に基づ く建築物に 関する確認 の申請に係 る審査のうち、同条第 5 項に規定 する構造計 算適合性判 定に係る審 査	構造計 算適合 性判定 手数料	構造計算適合性判定を要する 1 の 建築物の床面積が (1) 1 , 0 0 0 平方メートル 以内のもの ア 構造計算が建築基準法第 2 0 条第 2 号イに規定するプロ グラム又は同条第 3 号イに規 定するプログラム（以下これ らを「大臣認定プログラム」 という。）により行われたもの イ 構造計算が大臣認定プログ ラム以外の方法により行われ たもの (2) 1 , 0 0 0 平方メートル を超え、2 , 0 0 0 平方メ ートル以内のもの ア 構造計算が大臣認定プログ ラムにより行われたもの イ 構造計算が大臣認定プログ ラム以外の方法により行われ たもの (3) 2 , 0 0 0 平方メートル を超え、1 万平方メートル 以内のもの ア 構造計算が大臣認定プログ ラムにより行われたもの	1 1 万 1 , 0 0 0 円 1 5 万 9 , 0 0 0 円 1 3 万 7 , 0 0 0 円 2 1 万 2 , 0 0 0 円 1 5 万円	確認申 請のと き
---	--------------------------	---	--	-----------------

		イ 構造計算が大臣認定プログラム以外の方法により行われたもの (4) 1 万平方メートルを超え、5 万平方メートル以内のもの ア 構造計算が大臣認定プログラムにより行われたもの イ 構造計算が大臣認定プログラム以外の方法により行われたもの (5) 5 万平方メートルを超えるもの ア 構造計算が大臣認定プログラムにより行われたもの イ 構造計算が大臣認定プログラム以外の方法により行われたもの	2 4 万 3 , 0 0 0 円 1 9 万円 3 2 万 2 , 0 0 0 円 3 2 万 2 , 0 0 0 円 5 9 万円	
9 の 3 建築基準法第 18 条第 3 項に規定する国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に関する通知に係る審査のうち、同条第 4 項に規定する構造計算適合性判定に係る審査	構造計算適合性判定手数料	構造計算適合性判定を要する 1 の建築物の床面積が (1) 1 , 0 0 0 平方メートル以内のもの ア 構造計算が大臣認定プログラムにより行われたもの イ 構造計算が大臣認定プログラム以外の方法により行われたもの (2) 1 , 0 0 0 平方メートルを超え、2 , 0 0 0 平方メートル以内のもの ア 構造計算が大臣認定プログラムにより行われたもの イ 構造計算が大臣認定プログラム以外の方法により行われたもの (3) 2 , 0 0 0 平方メートルを超え、1 万平方メートル以内のもの ア 構造計算が大臣認定プログラムにより行われたもの イ 構造計算が大臣認定プログラム以外の方法により行われたもの	1 1 万 1 , 0 0 0 円 1 5 万 9 , 0 0 0 円 1 3 万 7 , 0 0 0 円 2 1 万 2 , 0 0 0 円 1 5 万円 2 4 万 3 , 0 0 0 円	通知のとき

		(4) 1 万平方メートルを超え、 5 万平方メートル以内のもの		
		ア 構造計算が大臣認定プログラムにより行われたもの	1 9 万円	
		イ 構造計算が大臣認定プログラム以外の方法により行われたもの	3 2 万 2 , 0 0 0 円	
		(5) 5 万平方メートルを超えるもの		
		ア 構造計算が大臣認定プログラムにより行われたもの	3 2 万 2 , 0 0 0 円	
		イ 構造計算が大臣認定プログラム以外の方法により行われたもの	5 9 万円	

別表 6 0 の項中「第 6 3 条第 3 項第 5 号イ若しくは同項第 7 号イ又は第 3 1 条の 2 第 2 項第 1 3 号八若しくは第 6 2 条の 3 第 4 項第 1 4 号八」を「第 3 1 条の 2 第 2 項第 1 4 号八、第 6 2 条の 3 第 4 項第 1 4 号八、第 6 3 条第 3 項第 5 号イ若しくは同項第 7 号イ又は第 6 8 条の 6 9 第 3 項第 5 号イ若しくは同項第 7 号イ」に改め、同表 6 1 の項中「第 6 3 条第 3 項第 6 号若しくは同項第 7 号ロ又は第 3 1 条の 2 第 2 項第 1 4 号二若しくは第 6 2 条の 3 第 4 項第 1 5 号二」を「第 3 1 条の 2 第 2 項第 1 5 号二、第 6 2 条の 3 第 4 項第 1 5 号二、第 6 3 条第 3 項第 6 号若しくは同項第 7 号ロ又は第 6 8 条の 6 9 第 3 項第 6 号若しくは同項第 7 号ロ」に改める。

別表中 6 3 の項を削り、6 4 の項を 6 3 の項とし、6 5 の項から 7 1 の項までを 1 項ずつ繰り上げ、同表 7 2 の項中「第 1 2 条第 1 項」を「第 1 3 条第 1 項」に改め、同項を同表 7 1 の項とし、同表 7 3 の項を同表 7 2 の項とし、同表 7 4 の項中「1 万 6 , 0 0 0 円」を「1 万 8 , 3 0 0 円」に、「8 , 0 0 0 円」を「8 , 9 0 0 円」に、「4 , 7 0 0 円」を「5 , 6 0 0 円」に、「2 , 3 0 0 円」を「2 , 7 0 0 円」に改め、同項を同表 7 3 の項とし、同表 7 5 の項中「9 , 6 0 0 円」を「1 万 1 , 5 0 0 円」に、「4 , 8 0 0 円」を「5 , 7 0 0 円」に改め、同項を同

表 7 4 の項とし、同表 7 6 の項中「1 万 4 , 0 0 0 円」を「1 万 6 , 8 0 0 円」に、「7 , 0 0 0 円」を「8 , 4 0 0 円」に、「4 , 6 0 0 円」を「5 , 5 0 0 円」に、「2 , 3 0 0 円」を「2 , 7 0 0 円」に改め、同項を同表 7 5 の項とし、同表 7 7 の項中「1 万 4 , 0 0 0 円」を「1 万 6 , 8 0 0 円」に、「7 , 0 0 0 円」を「8 , 4 0 0 円」に改め、同項を同表 7 6 の項とし、同表 7 8 の項中「1 万 4 , 0 0 0 円」を「1 万 6 , 8 0 0 円」に、「7 , 0 0 0 円」を「8 , 4 0 0 円」に改め、同項を同表 7 7 の項とし、同表 7 9 の項中「2 万 1 , 0 0 0 円」を「2 万 5 , 2 0 0 円」に、「1 万 5 0 0 円」を「1 万 2 , 6 0 0 円」に改め、同項を同表 7 8 の項とし、同表 8 0 の項中「2 万 1 , 0 0 0 円」を「2 万 5 , 2 0 0 円」に、「1 万 5 0 0 円」を「1 万 2 , 6 0 0 円」に改め、同項を同表 7 9 の項とし、同表 8 1 の項中「2 万 1 , 0 0 0 円」を「2 万 5 , 2 0 0 円」に、「1 万 5 0 0 円」を「1 万 2 , 6 0 0 円」に改め、同項を同表 8 0 の項とし、同表 8 2 の項中「9 , 6 0 0 円」を「1 万 1 , 5 0 0 円」に、「4 , 8 0 0 円」を「5 , 7 0 0 円」に改め、同項を同表 8 1 の項とし、同表 8 3 の項中「9 , 6 0 0 円」を「1 万 1 , 5 0 0 円」に、「4 , 8 0 0 円」を「5 , 7 0 0 円」に改め、同項を同表 8 2 の項とし、同表 8 4 の項中「2 万 1 , 0 0 0 円」を「2 万 5 , 2 0 0 円」に、「1 万 5 0 0 円」を「1 万 2 , 6 0 0 円」に改め、同項を同表 8 3 の項とし、同表 8 5 の項中「9 , 6 0 0 円」を「1 万 1 , 5 0 0 円」に、「4 , 8 0 0 円」を「5 , 7 0 0 円」に改め、同項を同表 8 4 の項とし、同表 8 6 の項中「2 万 1 , 0 0 0 円」を「2 万 5 , 2 0 0 円」に、「1 万 5 0 0 円」を「1 万 2 , 6 0 0 円」に改め、同項を同表 8 5 の項とし、同表 8 7 の項中「9 , 6 0 0 円」を「1 万 1 , 5 0 0 円」に、「4 , 8 0 0 円」を「5 , 7 0 0 円」に改め、同項を同表 8 6 の項とし、同表 8 8 の項中「2 万 1 , 0 0 0 円」を「2 万 5 , 2 0 0 円」に、「1 万 5 0 0 円」を「1 万 2 , 6 0 0 円」に改め、同項を同表 8 7 の項とし、同表 8 9 の項中「1 万 6 , 0 0 0 円」を「1 万 9 , 2 0 0 円」に、「8 , 0 0 0 円」を「9 , 6 0 0 円」に改め、同項を同表 8 8 の項とし、同表 9 0

の項中「2万1,000円」を「2万5,200円」に、「1万500円」を「1万2,600円」に改め、同項を同表89の項とし、同表91の項中「2万1,000円」を「2万5,200円」に、「1万500円」を「1万2,600円」に改め、同項を同表90の項とし、同表92の項中「2万1,000円」を「2万5,200円」に、「1万500円」を「1万2,600円」に改め、同項を同表91の項とし、同表93の項中「1万4,000円」を「1万6,800円」に、「7,000円」を「8,400円」に改め、同項を同表92の項とし、同表94の項中「2万1,000円」を「2万5,200円」に、「1万500円」を「1万2,600円」に改め、同項を同表93の項とし、同表95の項中「1万4,000円」を「1万5,800円」に、「7,000円」を「8,200円」に改め、同項を同表94の項とし、同表96の項中「2万1,000円」を「2万5,200円」に、「1万500円」を「1万2,600円」に改め、同項を同表95の項とし、同表97の項中「2万1,000円」を「2万5,200円」に、「1万500円」を「1万2,600円」に改め、同項を同表96の項とし、同表98の項中「1万6,000円」を「1万9,200円」に、「8,000円」を「9,600円」に改め、同項を同表97の項とし、同表99の項中「1万6,000円」を「1万9,200円」に、「8,000円」を「9,600円」に改め、同項を同表98の項とし、同表100の項中「1万6,000円」を「1万9,200円」に、「8,000円」を「9,600円」に改め、同項を同表99の項とし、同表101の項中「1万6,000円」を「1万9,200円」に、「8,000円」を「9,600円」に改め、同項を同表100の項とし、同表102の項中「1万4,000円」を「1万6,800円」に、「7,000円」を「8,400円」に改め、同項を同表101の項とし、同表103の項中「1万4,000円」を「1万6,800円」に、「7,000円」を「8,400円」に改め、同項を同表102の項とし、同表104の項中「1万4,000円」を「1万6,800円」に、「7,

000円」を「8,400円」に改め、同項を同表103の項とし、同表105の項中「2万1,000円」を「2万5,200円」に、「1万500円」を「1万2,600円」に改め、同項を同表104の項とし、同表106の項中「2万1,000円」を「2万5,200円」に、「1万500円」を「1万2,600円」に改め、同項を同表105の項とし、同表107の項中「2万1,000円」を「2万5,200円」に、「1万500円」を「1万2,600円」に改め、同項を同表106の項とし、同表108の項中「1,700円」を「1,800円」に改め、同項を同表107の項とし、同表109の項中「900円」を「1,100円」に改め、同項を同表108の項とし、同表110の項中「1万2,300円」を「1万3,200円」に、「6,100円」を「7,800円」に改め、同項を同表109の項とし、同表111の項中「1万9,000円」を「2万2,500円」に改め、同項を同表110の項とし、同表112の項中「1万円」を「1万2,000円」に改め、同項を同表111の項とし、同表113の項中「5円」を「6円」に改め、同項を同表112の項とし、同表114の項中「5,500円」を「6,200円」に改め、同項を同表113の項とし、同表115の項中「2,300円」を「2,700円」に改め、同項を同表114の項とし、同表中116の項を115の項とし、117の項から152の項までを1項ずつ繰り上げ、同表153の項中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改め、同項を同表152の項とし、同表154の項中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則」を「臨床検査技師等に関する法律施行規則」に改め、同項を同表153の項とし、同表155の項中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則」を「臨床検査技師等に関する法律施行規則」に改め、同項を同表154の項とし、同表156の項中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改め、同項を同表155の項とし、同表中157の項を156の項とし、158の項から160の項までを1項ずつ繰り上げる。

付 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 60 の項及び同表 61 の項の改正規定、別表中 63 の項を削り、64 の項を 63 の項とし、65 の項から 71 の項までを 1 項ずつ繰り上げる改正規定並びに別表 72 の項中「第 12 条第 1 項」を「第 13 条第 1 項」に改め、同項を同表 71 の項とし、同表 73 の項を同表 72 の項とする改正規定は公布の日から、別表 9 の項の次に 2 項を加える改正規定は平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

（ 提案理由 ）

事務手数料を新設及び変更するとともに、規定を整備する必要がある
ので、この条例案を提出いたします。